

## 令和3年度 第2回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和4年1月20日(木) 午後1時~午後1時30分  
2. 場 所 : 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2  
3. 議 事 : 報告案件  
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

4. 委員会出席者 (敬称略)
- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長)            |
| 副会長 | 平野 淳子 (議事録署名人)       |
| 委 員 | 五十嵐 公一 (議事録署名人)      |
| 委 員 | 江川 清                 |
| 委 員 | 小檜山 正行               |
| 委 員 | 鈴木 千秋                |
| 委 員 | 千葉 明恵                |
| 委 員 | 矢吹 孝志                |
| 委 員 | 曾根 恵児                |
| 委 員 | 高橋 慶彦                |
| 委 員 | 後藤 竜也                |
| 委 員 | 二瓶 優子                |
| 委 員 | 樋口 香代                |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中14名出席) |

5. 事務局出席者
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 健康福祉部長          | 藤森 佐智子 |
| 健康福祉部副部長        | 新井田 昭一 |
| 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | 山口 恵   |
| 国保年金課長          | 小林 圭輔  |
| 国保年金課主幹         | 上田 裕司  |
| 国保年金課主幹         | 原田 真   |
| 国保年金課副主幹        | 渡部 さおり |
| 国保年金課副主幹        | 馬場 康幸  |
| 国保年金課主任主査       | 小檜山 智晶 |

## <議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は14名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 平野 淳子委員、五十嵐公一委員の2名を指名する。  
それでは、報告案件（1）について資料と事前質問への回答が配布されているので、あわせて事務局より説明をお願いしたい。

事務局 報告案件（1）会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。

1 改正の趣旨であるが、子ども・子育て支援の拡充を図るため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、その後、関係政令の改正がなされたところである。この法律の内容であるが、全ての世代で広く安心して支えていく全世代対応型の制度を構築するためという趣旨である。事前質問への回答表の1番の回答にもあるが、こどもの均等割の減額措置の導入が盛り込まれており、本市でも国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正の内容であるが、未就学児の均等割軽減措置を新設することとなる。国民健康保険税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分の3つの項目にわかれており、それぞれに加入者の前年所得に応じて計算する所得割、すべての被保険者に等しく一定の負担をいただく均等割、世帯ごとに一定の負担をいただく平等割の合計となっている。今回の改正は、医療分と後期高齢者医療分の均等割について、未就学児は半額となる改正となっている。

表の下①法定軽減なしの場合であるが、医療分と後期高齢者医療分の均等割の合計が27,800円のところ、5割の13,900円を軽減するものである。②の法定軽減ありの場合であるが、均等割と平等割については、世帯の所得に応じ減額する法定軽減制度がある。7割軽減、5割軽減、2割軽減の法定軽減が適用されている世帯があり、7割軽減が適用されている世帯は、現在、27,800円の7割が軽減され8,340円となっている。それが未就学児については5割が軽減され、4,170円となるものである。ほかの軽減割合の世帯についても、未就学児は半額となる。

2ページ 3 改正の影響であるが、対象未就学児の被保険者数は令和3年11月末現在で480名である。7割軽減が133名、5割軽減が100人、2割軽減が76人、軽減なしが171人であり、合計480名である。それぞれの人数に軽減する均等割額を乗じ、影響額を積算した。447万1,630円の国保税収入が減少するものである。この額をどうするのかであるが、現在税の軽減については、保険基盤安定制度というものがあり、国県市で負担することとなっている。市は4分の1を負担するものであるので、111万8千円が市の負担額となる。これについても地方交付税措置とする検討を国で行っているところであるため、この額についても国からの措置があるものと見込んでおり、影響はほぼないものと見込んでいる。

4 その他 ①規定の明確化②不要な規定の削除③法律政令改正による規定の整備と

あるが、今般未就学児の均等割の条例改正にあたり、国から改正のお手本のようなものがあり、その文言整理にあわせ、市の国民健康保険税条例を改正するというものである。

5 施行期日であるが、公布の日より施行し、改正部分は、令和4年4月1日より施行する。

6 適用区分であるが、未就学児にかかる均等割軽減については、令和4年度以降の国民健康保険税に適用するものであり、令和3年度はこれまでどおりである。当初課税として税額を7月に通知しているが、その際に反映する。

7 今後のスケジュールについては、2月の市議会定例会に提案し、7月の当初課税にむけて準備する。

4ページ以降は新旧対照表であるが、改正部分は下線をひいており、8ページが未就学児均等割軽減の改正部分となっている。

次に、事前に委員の皆様からいただいたほかの質問への回答について、説明する。2番、3番は先に説明したとおりであり、4番の軽減該当所得表を作成してもらいたいとのことであるが、現時点では作成をしていない。4年度当初課税に合わせて作成することし準備をすすめ、ホームページでお知らせしたい。

説明は以上である。

会 長 質問、意見はあるか。

(な し)

会 長 そのほか

事務局 委員から今後の開催スケジュールの質問をいただいているので説明したい。

国の法律改正によって市国民健康保険条例や国民健康保険税を改正する場合は、その都度開催するが、条例改正には議会の議決が必要となる。今般は2月に提案するため、1月に開催した。6月に条例改正を提案する際は、4月か5月に開催させていただき審議いただく。国において課税額の上限額の引き上げが示されており、4月か5月に開催する内容となっている。また、国民健康保険税の税率・均等割・平等割などを改正となった場合は、皆様に審議いただくことになるため、しかるべきときに開催させていただく。

会 長 円滑な審議ご協力いただきありがとうございました。

上記の会議録が、令和4年1月20日に開催された、令和3年度第2回会津若松市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和4年 月 日

会津若松市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員